

那珂川町食育・地産地消推進計画

【第3期】

平成31年4月

那 珂 川 町

目 次

1. 趣 旨	P 1
2. 計画の位置づけ	P 2
3. 計画の期間	P 2
4. 食育をめぐる現状と課題	P 3
5. 基本理念・目標	P 4
6. 食育の推進方向	P 5
7. 食育の実践項目	P 6
8. 食育の実施施策	P 7
9. 目標値	P 9

1. 趣 旨

「食」は生活の基本であり、人の生命と健康の根源をなすもので、大変重要なことです。日本は世界でも有数の長寿国ですが、それを支えてきたのは各地域特有の気候や風土によって育まれた食材や郷土料理による食生活であると言えます。

しかし、近年、高齢化の進行と平行して単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などの世帯構造の変化とともに生活の多様化などの「食」を取り巻く環境が大きく変化し、食生活の乱れなどによる肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身、食品アレルギー等様々な健康問題が起こっています。

また、家族そろって食事をする機会が減るとともに、児童生徒の朝食欠食などが見られる状況にあり、食習慣・生活習慣の乱れが懸念されています。

さらに、安全・安心な食品に対する消費者の意識の高まりや食品ロスといった食に関する課題への対応とともに、消費者と生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承が望まれています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」を制定し、平成 28 年 3 月には「実践の環を広げよう」をコンセプトとした「第 3 次食育推進基本計画」が作成されました。また、栃木県でも平成 28 年 3 月に「とちぎ食育元気プラン 2020」(栃木県食育推進計画【第 3 期】)を作成し、県内の食育を総合的に進めることとしています。

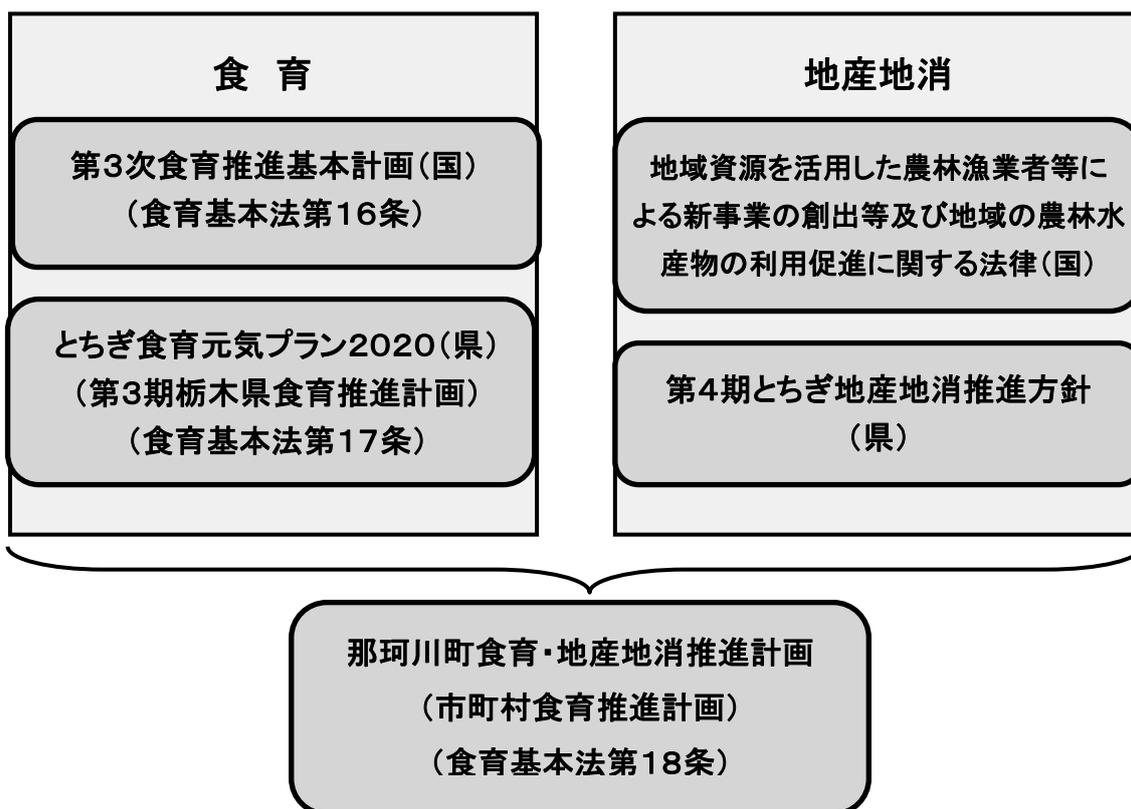
那珂川町では、食育に関する施策を総合的に推進していくために、「那珂川町食育推進計画」を策定し、第 1 次(平成 20～24 年度)、第 2 次(平成 25～29 年度)ともに、家庭・保育施設・学校・地域・農林業関係団体・行政等が連携協力して進めてきました。

町民一人一人が食への取り組みを通じて、心身の健康を保持・増進し健康で心豊かな生活を送れることを目指し、これまでの成果と課題を踏まえて、引き続き総合的に推進するために、「那珂川町食育推進計画【第 3 期】」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村推進計画」及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条に規定する「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。また、その他国及び県、那珂川町が策定する関連計画との整合性を図りつつ、「食育」を推進するための計画として位置づけています。

■ 「那珂川町食育推進計画」と他計画との関係



■ 食育基本法における市町村計画の位置づけ

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

3. 計画の期間

この計画は、平成31年度から5か年を計画期間とします。

また、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

4. 食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

本町においては、高齢化が全国平均より早いペースで進んでいるとともに、核家族の進行や単身者、ひとり親世帯、共働き世帯の増加といった動きも見られ、このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りなど食習慣の乱れがみられ、これらを起因とする肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。

この傾向は、本町においても見られており、適切な対応が必要とされています。

(3) 那珂川町における食料生産の現状

本町は、米、麦、大豆、そば、野菜を中心に、農業が基幹産業となっていることから、食料の生産地としての那珂川町の特色をいかした食育を推進していくことが重要となっています。

(4) 食文化の継承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

(5) 食育に対する理解と取り組み

食・健康・教育・農業に関係する機関・団体などがそれぞれの分野で、その役割を意識しながら、食育の推進に取り組んでいることから、食育の認知度・関心度は徐々に浸透してきていると考えられますが、乳幼児期から高齢期まで肥満や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題が多数存在します。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となるなか、引き続き、食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。

5. 基本理念・基本目標

基本理念

『食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康
と豊かな人間性を育む』

基本目標

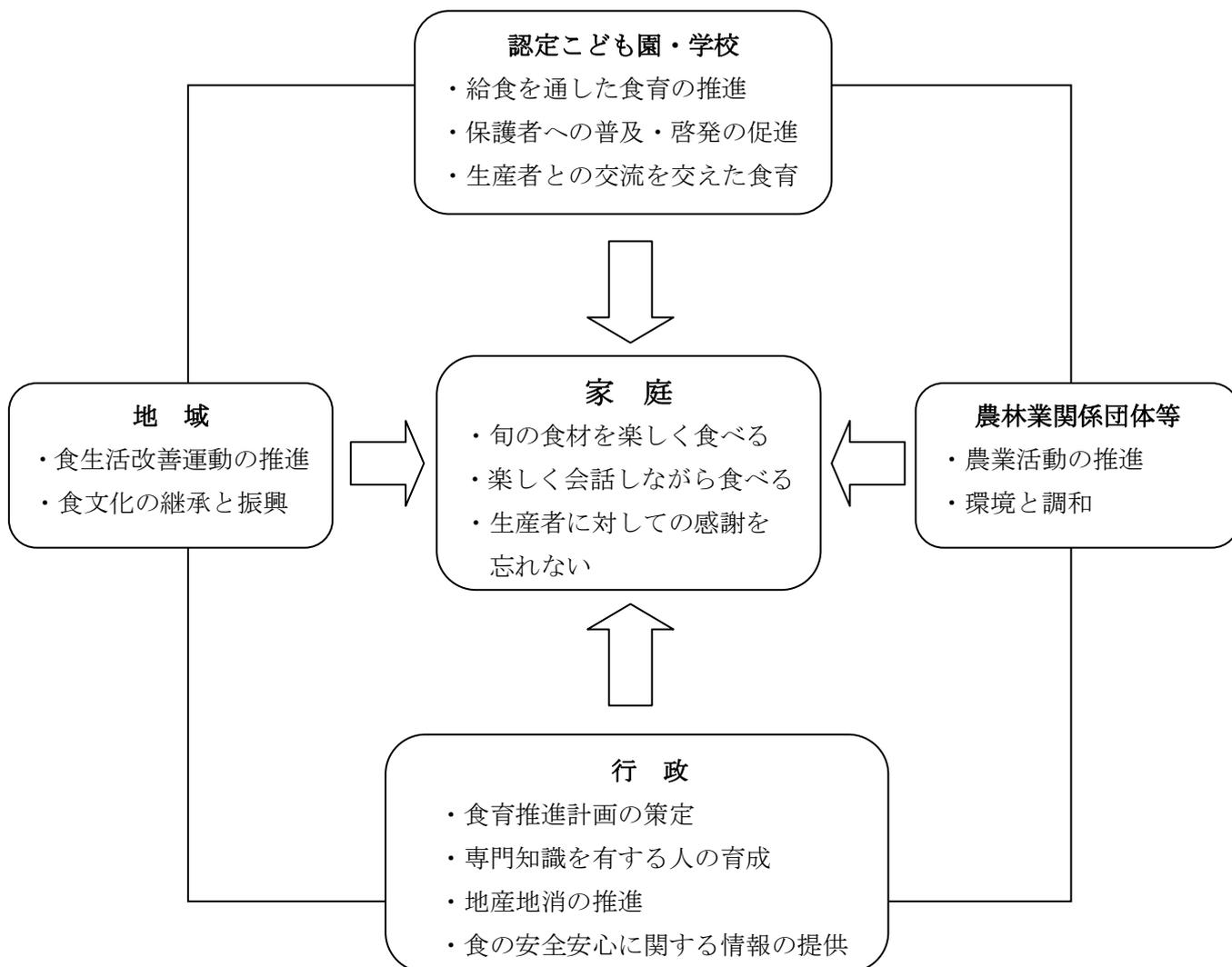
那珂川町の豊かな自然の恵みを受け、心も体も元気な生活の実現

食に対する関心や感謝の気持ちを持つ
楽しく規則正しい食事の習慣
バランスの取れた食事でも元気に暮らし
地元で取れたものを美味しく食べる
食の安全・安心に対する理解

6. 食育の推進方向

食育を推進するためには、家庭・学校・地域などが連携し、地域に合った取り組みを行っていきます。

特に、食生活の基本の場である家庭での食育に取り組んでいきます。



7. 食育の実践項目

- 1 食育に対する意識の向上と健康増進**
- 2 学校教育・社会教育の場における食育の推進**
- 3 地産地消の推進**
- 4 食の安全・安心に関する理解**



8. 食育の実施策

食育に対する意識の向上と健康増進

町民の食育に対する意識を向上させることで、健康の増進を目指していきます。「医食同源」という言葉が示すとおり、食生活が健康に与える影響は非常に大きなものです。食に関する知識を増やし食生活を改善していくことで、町民の健康状態を改善していきます。そのために、以下のような活動を行っていきます。

- 給食便り等で学校給食メニューの紹介や食のアレルギーに対応するため家庭・学校・医師との連携をはかり、食育の重要性を働きかけます。
- 生涯学習講演会や公民館講座で「食育教室」を開催します。
- 母子手帳発行時の相談、指導活動の一環として食における栄養バランス知識の啓発、指導を行います。
- 乳幼児相談等において、乳児の保護者に対し、規則正しい食習慣の啓発、指導を行います。
- 健康診断において、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の人に対しての食習慣の改善に向けた指導を行います。

学校教育・社会教育の場における食育の推進

学校教育・各種社会教育事業と連携して食育教育を推進していくことで、子ども達の心身の健康を増進していきます。子ども達に、自分たちが現在置かれている食料事情を理解させ、直接生産現場に触れることで、食べ物を大切に感謝する心を育てていきます。そのため、以下のような活動を行っていきます。

- 学校便りや参観日に、食事が心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことについての指導を行います。
- 生きた教材として地場産品は重要な役割を果たすことから、教育の場で積極的に地元産の食材を採り上げていくことで、子ども達の郷土に対する関心を深め郷土を愛する心を育てていきます。わが町では以前より、学校給食献立での地元産農

作物使用を推進しており、平成29年度から、地元で養殖されているホンモロコを使った料理を献立に入れました。また、ホンモロコの献立日には、生産者と一緒に給食を食べています。生産者と触れ合う活動を、これからも続けていきます。

- 学校給食の時間を通じて、食材に関する安全性、食の海外依存の実態についての指導を進めます。また、学校給食における選択献立や希望献立の取り組み等を通じ、自ら栄養バランスを考える力を養う指導を行います。
- 水、農地、植物、生物のつながりを体験学習する場を設けます。総合的な学習の時間や中学校における職業体験などにおいて農業体験を積極的に行い、学校での農作物生産実習等の活動を推進していきます。
- 「いただきます」「ごちそうさま」: 食材に対する感謝の心、「もったいない」: 食材を大切に作る心を育成していきます。
- 各種社会教育事業で食育を学ぶ場と情報の提供を行います。
- 子どもの欠食・偏食をなくし、規則正しい食習慣を見につけさせます。

地産地消の推進

食育を進めていく上で重要なのが、最も身近な生産現場である町内農業の振興です。できるだけ多くの町民が町内の農業について関心を持てるよう、各食育活動や催事などを通して町内の農業をPRし、地産地消の拡大を目指していきます。

- 学校給食に地元産の農畜産物を使用することを推進します。また、様々な催事やその他の食育活動の中で地元産の農畜産物の良さをPRしていきます。
- 地元産の農産物の消費拡大を推進します。
- 直売所など地元農産物を取り扱っている店舗を、できるだけ多くの町民に知ってもらえるよう、支援します。

食の安全・安心に関する理解

鳥インフルエンザ、口蹄疫などの家畜伝染病の発生、産地や製造日、消費期限などの偽装表示や輸入食品の残留農薬、食品添加物混入などの事件により、食品に対する一般消費者の不安・不信は以前に増して大きくなっており、食品関連業者や生

産者にも大きな影響を与えています。

消費者、食品関連業者、生産者が、食品に対する関心と理解を深めることで、それぞれの立場で食品の安全・安心を目指して努力していきます。

- 食品の安全性や食品表示に関する情報提供に努めます。
- 食品衛生に関する情報提供に努めます。
- 食中毒発生防止や消費期限等の正しい理解に関する情報提供に努めます。

9. 目標値

内 容	現 状	目 標 (平成35年度)
ライフステージに合わせた食育の啓発・指導等の機会を増やす	毎月1回	増数
生産者と児童・生徒との交流の機会を増やす	年4回	年5回以上
学校給食における地域農畜産物の活用状況を増やす (食材数ベース)	7.7%	10%以上
食の安全・安心に関する情報提供の場を増やす	—	年4回以上